

藤岡市新火葬場建設基本構想に係る住民説明会【第2回】

1. 開催日

令和3年11月21日（日）

2. 参加者

行政庁：市民部長、市民課長、市民窓口係長、新火葬場建設係長、係員1名
地元行政区：10名

3. 意見等と市の考え方

意見等	新火葬場における駐車場の位置について
市の考え方	現火葬場における第2駐車場及び第3駐車場、現火葬場の跡地で94台を想定しております。

意見等	現火葬場における第1駐車場の今後について
市の考え方	借地部については返還をさせていただく予定です。

意見等	火葬場の長寿命化から建替えの方針変更について
市の考え方	建替えの方針につきまして、基本的には新たな火葬炉設備の入替を行うには、敷地面積が不十分であることから、現火葬棟の改修が難しいと判断し、現火葬場敷地内の建替えから、その周辺の現在お借りしている土地及び市の所有地で建設が可能かどうか検討させていただいたというのがスタートでございます。

意見等	群馬県の都市計画ガイドライン等の条件を満たしているのか。
市の考え方	群馬県が掲げている火葬場建設の際のガイドラインについて、基準を達成しないと建設ができないということではなく、地域のご理解や藤岡市の方針として適地ということであれば、建設は可能です。ただし、前提として都市計画決定が必要となります。

意見等	住民説明会の参加人数が少ないのは、連絡の仕方が不十分だったのではないのか。
市の考え方	周知の仕方、広報の仕方が悪かったということであれば、改善を図ったうえで、改めて説明会を開催することで考えます。

意見等	この説明会の位置づけについて
市の考え方	この基本構想の説明会は、市が様々な条件を整理してまとめたものでございます。市が第9区に建て替えをするんだという意思をきちんとお示しするために、説明会を設けました。

意見等	説明会の意見の収集はどのようにお考えなのか。記録に残されて、どこかに反映されるのか。
市の考え方	説明会の開催回数、出席者の状況、ご意見の趣旨や私共の答弁もまとめて、市長に報告させていただきます。

意見等	地元の対象の方の意見がはっきり判明しないうちに、基本設計を含めて都市計画等の手続きは進められるのか。
市の考え方	レイアウトや緩衝地帯等、火葬場の詳細な情報を、市民の皆様、地元の皆様にお伝えするためには、設計はどうしてもやらなければお話できないものですから、今予定されているスケジュールで進めさせていただいております。

意見等	合併特例債の期限というのが令和7年度までの中で、建設が間に合わない場合はどうなるのか。
市の考え方	火葬場の建設に関しては国の補助金はございません。もし新天地になって7年度末にできなければ、すべて自己負担で行うこととなります。

意見等	市街地の近くに作られるのであれば、県内のどこの施設と比較しても藤岡市は立派だねと言われるくらいの水準、というのは、将来の子供たちに託す私たちの責務だと思っていますので、それはご配慮いただきたいと思っております。
市の考え方	努めてまいりたいと思っております。